

答弁書第二五号

内閣参質一二〇第二五号

平成三年四月二十三日

内閣総理大臣 海部 俊 樹

参議院議長 土屋 義 彦 殿

参議院議員立木洋君提出「子どもの権利条約」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員立木洋君提出「子どもの権利条約」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「児童の権利に関する条約」については、できるだけ早期に締結できるよう、現在関係省庁による検討作業を急いでいるところである。

具体的な作業としては、各条文が定める権利及び義務の内容と国内法との整合性、他の条約との関係等について、詳細に検討を行っているところである。

三、四及び六について

御指摘の条約については、一及び二についてにおいて述べたとおり、現在検討中であり、留保を行うか否か、国内法整備の必要性があるか否か及び特定の規定の履行の方途について申し述べる段階にはない。

五について

御指摘の条約については、一及び二についてにおいて述べたとおり、現在検討中であり、政府としての訳文がいつ確定するか申し述べる段階にはない。

七について

我が国は、御指摘のサミットにおいて採択された世界宣言及び行動計画の趣旨を踏まえて、現在、関係省庁の協力の下に、同行動計画において要請されている諸目標達成のための国内行動計画を、平成三年末までに策定すべく検討中である。